



## 北谷町告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月9日

北谷町長 渡久地 政志



1 都市計画の種類

中部広域都市計画道路

2 都市計画の名称

3・5・北3号桑江中央線

3・5・北4号見嘉作奈留川線

3 都市計画を変更する土地の区域

北谷町字桑江見嘉作原

4 縦覧場所

北谷町役場 建設経済部 都市計画課